

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当り、
その翌日は、その翌日)

目 次

- ◆ 告 示 字の区域の変更(三件) (地方課)
- 字の区域の変更等(三件) (〃)
- 土地改良法による換地処分(六件) (農村整備課)

告 示

鳥取県告示第二百九十七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり字の区域を新たに画し、変更し、及び廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の新設、変更及び廃止は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による中村地区の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成元年三月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

新たに画する字の名称

同上の区域(昭和六十三年一月六日現在の地番による。)

中村字五反田

中村字五反田ノ一 二〇の一部、二一の一、二二の二、二二の一、二二の二、二二の三の一部、二二の四、二二の六から二二の九までの一部、二二の一〇、二二の一、二二の一二の一部、二二の一三から二二の一五まで、二二の二四の一部、二四の二の一部、二四の三、二五の一部、二六の一、二六の二、二六の三の一部、二六の四、二六の六、二六の七の一部、二六の八の一部、二七の一の一部、二七の二の一部、二八の一の一部、二八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地

中村字五反田ノ二 三三の一部、三四の一の一部から三四の五までの一部、三四の七の一部、三四の八の一部、三四の九の一部及びこれらと一体をなす国有地

中村字下川原四〇の五と一体をなす国有地の一部
中村字兵庫屋敷ノ式五二の一から五二の七までと一体をなす国有地の一部

中村字水木ヶ坪七五の二の一部、七五の四の一部、七五の五、七五の六の一部、七五の七の一部、七六の一の一部、七七の一の一部及びこれらと一体をなす国有地

中村字元敷中

中村字元敷西分二五九の一部、二六二の一部及びこれらと一体をなす国有地

中村字元敷中ノ一のうち二六三の一部、二六八の一の一部、二六八の二の一部、二六九の一の一部、二六九の二の一部以外の区域

中村字保木六〇八と一体をなす国有地の一部

	<p>中村字元敷中ノ二の全域 中村字中坪西分二八二の三の一部、二八五の二の一部、二八五の二の一部、二八六の一部、二八七の二の一部、二八七の二、二八八の二の一部、二八八の二、二八九及びこれらと一体をなす国有地並びに二八二の二、二八二の二と一体をなす国有地の一部 中村字元敷上分二九〇の二、二九〇の二、二九一の二、二九一の二、二九二の二の一部、二九二の二、二九二の三、二九三の三の一部及びこれらと一体をなす国有地 中村字中坪東分二九四の二の一部、二九四の二の一部、二九四の八、二九四の九の一部、二九六の二の一部、二九八の二の一部、二九八の二の一部、二九八の三から二九八の七まで、二九九の二の一部、二九九の二、三〇〇の二の一部、三〇〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 有富字大田一の一部</p>
<p>区域を変更する字の名称 篠坂字上河原</p>	<p>同上の区域（昭和六十三年一月六日現在の地番による。） 篠坂字上河原のうち八六の二の一部、八六の二の一部、八六の七の一部、八七の二、八七の二、八八の二の一部、八八の四の一部、八八の五の一部、九三の二の一部、九三の二、九三の五の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 篠坂字本田一一二の一部、一一二の二の一部、一一二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一一二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 篠坂字家ノ前西九五の二と一体をなす国有地の一部 中村字熊田四〇の四の一部及びこれと一体をなす国有地 中村字兵庫屋敷ノ巷四四、四五の二の一部、四五の二、四六の二から四六の三までの一部</p>
<p>篠坂字本田</p> <p>篠坂字上河原八六の二の一部、八六の二の一部、八七の二の一部、八八の二の一部、八八の四の一部及びこれらと一体をなす国有地 篠坂字家ノ前西九五の二の一部、九六の二の一部、九八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 篠坂字與太郎一〇五の二、一〇五の三の一部、一〇六の二から一〇六の三まで及びこれらと一体をなす国有地 篠坂字本田の四の二から一〇九の四までの一部、一一〇の三の一部、一一一の二の一部、一一二の二、一一二の三の一部、一一二の二の一部、一一二の二の一部、一一二の三の一部、一一二の四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一一二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 篠坂字伊佐崎一七五と一体をなす国有地 西今在家字伊佐崎一九五の三及びこれと一体をなす国有地 中村字與右衛門田一の一部及びこれと一体をなす国有地並びに三の六と一体をなす国有地の一部 中村字熊田三七の二の一部、三七の三の一部、三八の二の一部、三八の五の一部、三九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>篠坂字與太郎</p> <p>九三の五の一部及びこれらと一体をなす国有地 篠坂字家ノ前西のうち九五の二の一部、九六の二の一部、九八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに九五の二と一体をなす国有地以外の区域 篠坂字與太郎一〇〇の六、一〇一の三、一〇五の三の一部及びこれらと一体をなす国有地 篠坂字本田一〇八の一部、一一一の二の一部、一一二の二の一部</p>
<p>篠坂字家ノ前東六四の六の一部 篠坂字上河原八八の五の一部、九三の二の一部、九三の二、</p>	

<p>二 中村字木梨子ノ</p>	<p>一 中村字木梨子ノ</p>	<p>中村字與右衛門田</p>	<p>西今在家字伊佐崎</p>	<p>篠坂字家ノ前東</p>
<p>中村字木梨子ノ 一 九の一の一部、九の二の一部、一二の一</p>	<p>中村字與右衛門田六から八までの一部及びこれらと一体をなす国有地 中村字木梨子ノのうち九の一の一部、九の二の一部、一二の一の一部、一二の二、一二の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 中村字五反田ノ二 二九の一の一部、二九の二の一部、三〇の一の一部、三二の一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>中村字與右衛門田のうち一の一の一部、六から八までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三の六と一体をなす国有地の一部以外の区域 中村字五反田ノ一 二八の一の一部 中村字五反田ノ二 三〇の一部、三一の一の一部、三一の二、三一、三三の一部、三四の二から三四の三までの一部、三四の五から三四の七までの一部、三五の一から三五の三まで、三六の二から三六の三まで及びこれらと一体をなす国有地 中村字熊田三七の一の一部、三七の二、三七の三の一部、三八の一の一部、三八の六及びこれらと一体をなす国有地 篠坂字本田一〇九の二から一〇九の四までの一部、一一〇の三の一部、一一一の二、一一一の三の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>西今在家字伊佐崎のうち一九五の三及びこれと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>篠坂字家ノ前東のうち六四の六の一部以外の区域 篠坂字伊佐崎のうち一七五と一体をなす国有地以外の区域</p>

<p>中村字下川原</p>	<p>中村字熊田</p>	<p>一の一の一部、一二の二、一二の三及びこれらと一体をなす国有地 中村字木梨子ノ二のうち一八の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域 中村字五反田ノ一 一九の二から一九の五まで、二〇の一、二四の一の一部、二四の二の一部、二五の一部、二七の一の一部、二七の二の一部、二七の三、二七の四、二八の一の一部、二八の二の一部、二八の三から二八の五まで 中村字五反田ノ二 二九の一の一部、二九の二の一部、二九の三、二九の四、三〇の一部及びこれらと一体をなす国有地 中村字水木ヶ坪七七の一の一部、七七の二、七八の二の一部、八三の一の一部、八四の一の一部、八四の二、八四の三及びこれらと一体をなす国有地 中村字村内八五の一、八五の二の一部、八五の三、八五の四及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>中村字五反田ノ一 二二の三の一部、二二の六から二二の九までの一部、二二の一二の一部、二六の三の一部、二六</p>	<p>中村字五反田ノ二 三四の六の一部、三四の九の一部及びこれらと一体をなす国有地 中村字熊田のうち三七の一の一部、三七の二、三七の三、三八の一の一部、三八の五の一部、三八の六、三九の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 中村字下川原四〇の一の一部、四〇の二、四〇の三から四〇の五までの一部、四〇の六、四三の一部及びこれらと一体をなす国有地 中村字兵庫屋敷ノ巻四五の一の一部 篠坂字上河原八六の一の一部、八六の二の一部、八六の七の一部、八七の一、八七の二の一部 篠坂字本田一一二の五の一部、一一二の一二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>中村字水木ヶ坪七七の一の一部、七七の二、七八の二の一部、八三の一の一部、八四の一の一部、八四の二、八四の三及びこれらと一体をなす国有地 中村字村内八五の一、八五の二の一部、八五の三、八五の四及びこれらと一体をなす国有地</p>

<p>中村字水木ヶ坪</p>	<p>中村字兵庫屋敷ノ式</p>	<p>中村字兵庫屋敷ノ巷</p>	
<p>中村字水木ヶ坪のうち六九の一の一部、六九の二の一部、六九の三、七〇の一の一部、七〇の二の一部、七〇の三、七五の二の一部、七五の四の一部、七五の五、七五の六の</p>	<p>中村字兵庫屋敷ノ巷四九の三の一部、四九の四の一部、五一七の一の一部、五一七の二の一部 中村字兵庫屋敷ノ式のうち五一の一、五一の三の一部、五一の四から五一の七まで、五二の一、五二の四から五二の七まで及びこれらと一体をなす国有地並びに五四と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>中村字下川原四〇の一の一部、四〇の三の一部、四一から四三までの一部及びこれらと一体をなす国有地 中村字兵庫屋敷ノ巷のうち四四、四五の一の一部、四五の二、四六の一から四六の三までの一部、四九の二から四九の四までの一部、五〇の一部、五一七の一の一部、五一七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 中村字兵庫屋敷ノ式五一の五から五一の七までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに五四と一体をなす国有地の一部</p>	<p>の五、二六の七の一部、二六の八の一部及びこれらと一体をなす国有地 中村字五反田ノ二 三四の四の一部、三四の八の一部及びこれらと一体をなす国有地 中村字下川原四〇の一の一部、四〇の五の一部、四一から四三までの一部及びこれらと一体をなす国有地 中村字兵庫屋敷ノ巷四九の二の一部、四九の三の一部、五〇の一部 中村字兵庫屋敷ノ式五一の一、五一の三の一部、五一の四、五一の五から五一の七までの一部、五二の一、五二の四から五二の七まで及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>中村字鎌早稲田</p>	<p>中村字赤松谷</p>	<p>中村字村内</p>	<p>一部、七五の七の一部、七六の一の一部、七七の一の一部、七七の二、七八の二の一部、八三の一の一部、八四の一の一部、八四の二、八四の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 中村字村内八五の二の一部、九四の一から九四の三までの一部、九四の四、一〇四の二の一部、一〇四の七の一部、一一五の一の一部、一一五の五の一部及びこれらと一体をなす国有地 中村字下竹下分三三一の一部及びこれと一体をなす国有地 中村字兵庫屋敷ノ式六三の三と一体をなす国有地の一部</p>
	<p>中村字赤松谷のうち一一六の一の一部、一一七の二の一部、一一八の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一一八の一と一体をなす国有地以外の区域 中村鎌早稲田一九一の一の一部、一九一の二の一部、一九二の一の一部、一九二の三の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>中村字木梨子ノ二 一八の一部及びこれと一体をなす国有地 中村字村内のうち八五の一、八五の二の一部、八五の三、八五の四、九四の一から九四の三までの一部、九四の四、一〇四の二の一部、一〇四の七の一部、一一五の一の一部、一一五の五の一部、一一五の六及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 中村字赤松谷一一六の一の一部、一一七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	

<p>中村字上土居</p>	<p>中村字鎌早稲田一七七の一の一部、一七七の二及びこれらと一体をなす国有地並びに一七六の一と一体をなす国有地の一部</p> <p>中村字三百久保一九九の一部、二〇〇の一の一部、二〇〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>中村字上土居のうち二〇六と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>中村字三百久保</p>	<p>中村字水木ヶ坪六九の一の一部、六九の二の一部、六九の三、七〇の一から七〇の三までの一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>中村字鎌早稲田一九三の一と一体をなす国有地の一部</p> <p>中村字三百久保のうち一九四の一部、一九八の一の一部、一九九の一部、二〇〇の一の一部、二〇〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>中村字上土居二〇六と一体をなす国有地の一部</p> <p>中村字下竹三一、三一二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>中村字下竹下分三一八の一の一部、三一八の二の一部、三二〇の一の一部、三二一から三二三まで、三二四の一部、三三〇の一部、三三一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>中村字保木</p>	<p>中村字保木のうち二三三の一部、二三四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに六〇八と一体をなす国有地の一</p>

<p>中村字宇津ノ邊</p>	<p>部以外の区域</p> <p>中村字宇津ノ邊口二三八の一部及びこれと一体をなす国有地</p> <p>中村字宇津ノ邊六一七の一部</p>
<p>中村字宇津ノ邊</p>	<p>中村字保木二三三の一部、二三四の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>中村字宇津ノ邊口のうち二三八の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>中村字宇津ノ邊奥二四七から二四九までの一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>中村字宇津ノ邊六一四の一の一部、六一六の一の一部、六一七の一部</p>
<p>中村字宇津ノ邊奥</p>	<p>中村字宇津ノ邊奥のうち二四七から二四九までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>中村字元敷西分</p>	<p>中村字元敷西分のうち二五九の一部、二六二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>中村字元敷中ノ一 二六三の一部、二六八の一の一部、二六八の二の一部、二六九の一の一部、二六九の二の一部 有富字大田一の一の一部、一六の二及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>中村字中坪西分</p>	<p>中村字中坪西分二八二の一、二八二の二、二八二の三の一部、二八三の一部、二八四の一の一部、二八四の二の一部、二八五の一の一部、二八五の二の一部、二八六の一部、二八七の一の一部、二八八の一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>中村字中坪東分二九九の一の一部、三〇〇の一の一部、三〇〇の二の一部、三〇一の一の一部、三〇二の一部、三〇三の一部、三〇四の一、三〇四の二、三〇五の一、三〇五</p>

中村字元敷上分	<p>の二及びこれらと一体をなす国有地 中村字下竹三〇六の二の一部、三〇六の二の一部、三〇七の二の一部、三〇八の二の一部、三〇八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
中村字中坪東分	<p>中村字元敷上分二九二の二の一部、二九三の二、二九三の三の一部、二九三の四、二九三の五及びこれらと一体をなす国有地 中村字中坪東分二九四の二の一郎、二九四の二の一部、二九四の九の一部 有富字大田一の二の一部、一の四</p>
中村字中坪西分	<p>中村字中坪東分二九四の二の一部、二九四の二の一部、二九四の三から二九四の七まで、二九五の一から二九五の三まで、二九六の二の一部、二九六の二、二九七の一から二九七の三まで、二九八の二の一部、二九八の二の一部、二九九の二の一部、三〇〇の二の一部、三〇〇の二の一部、三〇一の二の一部、三〇一の二の一部、三〇一の三から三〇一の五まで、三〇一の七、三〇一の九及びこれらと一体をなす国有地</p>
中村字下竹	<p>中村字中坪西分二八三の二の一部、二八四の二の一部、二八四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 中村字中坪東分三〇一の二の一部、三〇一の二の一部、三〇二の二の一部、三〇三の二の一部 中村字下竹のうち三〇六の二の一部、三〇六の二の一部、三〇七の二の一部、三〇八の二の一部、三〇八の二の一部、三〇八の二の一部、三〇九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 中村字下竹下分三二八の二の一部、三二八の二の一部、三二九の二の一部、三二九の三及びこれらと一体をなす国有地</p>
中村字下竹下分	<p>中村字下竹下分のうち三二八の二の一部、三二八の二、三</p>

中村字椎木上分	<p>一九の二の一部、三一九の三、三二〇の二の一部、三二一から三二二まで、三二四の二の一部、三三〇の二の一部、三三一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
中村字小谷	<p>中村字椎木上分の全域 中村字小谷四三三の二の一部、四三三の二、四三四の一部、四三五の二から四三五の三までの二、四三六の一部、四三七の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
中村字大岩中	<p>中村字小谷のうち四三三の二の一部、四三三の二、四三四の一部、四三五の二から四三五の三までの二、四三六の一部、四三七の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 中村字大岩口四四八の二の一部、四四八の二、四四九から四五二までの二の一部及びこれらと一体をなす国有地 中村字大岩中四五三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 有富字大田一の二と一体をなす国有地の一部 有富字大岩口九一の二と一体をなす国有地の一部 有富字大岩奥一〇三の二の一部、一〇四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
中村字大岩奥	<p>中村字大岩中のうち四五三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 中村字大岩奥四七二の二、四七三及びこれらと一体をなす国有地 有富字大岩奥一〇五の二の一部、一〇六から一〇八まで、一〇八の二、一〇九、一一〇、一一六の一部及びこれらと一体をなす国有地 中村字大岩谷六二八の二の一部</p>
中村字大岩奥	<p>中村字大岩奥のうち四七二の二、四七三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>

中村字宇津ノ邊	中村字宇津ノ邊のうち六一四の一の一部、六一六の一の一部、六一七の一部以外の区域
有富字大田	有富字大田のうち一の一の一部、一の四、一六の二及びこれらと一体をなす国有地並びに一の二と一体をなす国有地の一部以外の区域
有富字大岩口	有富字大田の一の二と一体をなす国有地の一部 有富字大岩口のうち九一の二と一体をなす国有地の一部以外の区域 有富字大岩奥一〇三から一〇五までの一部、一一七、一一八及びこれらと一体をなす国有地 中村字大岩口四四八の一の一部、四四九から四五二までの一部及びこれらと一体をなす国有地 中村字大岩中四五三の一部
有富字大岩奥	有富字大岩奥のうち一〇三から一〇八まで、一〇八の一、一〇九、一一〇、一一六の一部、一一七、一一八及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
有富字大岩谷	有富字大岩谷のうち六二八の一の一部以外の区域
廃止する字の名称	中村字元敷中ノ一、中村字元敷中ノ二、中村字大岩口、中村字五反田ノ一、中村字五反田ノ二

鳥取県告示第二百九十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、郡家町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による篠波地区の換地処分公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成元年三月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区画を変更する字の名称	同上の区域（昭和六十三年十一月一日現在の地番による。）
大字篠波字田中	大字篠波字田中のうち五〇八の一部、五〇九の一部、五一一の一、五一一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字篠波字行次郎	大字篠波字田中五〇八の一部、五〇九の一部、五一一の一、五一一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字篠波字行次郎の全域 大字篠波字畑ケ田五四七、五四九及びこれらと一体をなす国有地 大字篠波字口キソヲ五五〇、五五一及びこれらと一体をなす国有地 大字篠波字本谷七五六の一部、七五七の一部
大字篠波字畑ケ田	大字篠波字畑ケ田のうち五四七、五四九及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

鳥取県告示第二百九十九号
 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、郡家町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった

大字篠波字口キソヲ	大字篠波字口キソヲのうち五五〇、五五一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字篠波字中キソヲ	大字篠波字中キソヲのうち五七〇の一の一部、五七〇の二、五七〇の三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字篠波字奥キソヲ	大字篠波字中キソヲ五七〇の一の一部、五七〇の二、五七〇の三の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字篠波字奥キソヲのうち五九五の一、五九五の二と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字篠波字葦原六一の一の一部、六二二の一部
大字篠波字葦原	大字篠波字奥キソヲ五九五の一、五九五の二と一体をなす国有地の一部 大字篠波字葦原のうち六一の一の一部、六二二の一部以外の区域
大字篠波字菖蒲谷	大字篠波字菖蒲谷六二二 大字篠波字本谷七五三の六の一部
大字篠波字本谷	大字篠波字菖蒲谷のうち六二二以外の区域 大字篠波字本谷のうち七五三の六の一部、七五六の一部、七五七の一部以外の区域

ので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による郡家（姫路）地区の換地処分公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成元年三月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する字の名称	同上の区域（昭和六十三年十一月一日現在の地番による。）
大字姫路字発町	大字姫路字発町の全域 大字姫路字猪子鳴三五四から三五七まで、三五八の一部、三五九の一部、三六〇、三六一、三六五の一部、三六六から三七三まで、三七三の一、三七三の二、三七四、三七五及びこれらと一体をなす国有地 大字姫路字発町ノ一、七八二の四四、七八二の四五、七八一から七八八の五まで、七八八の七、七八八の八、七八九の一から七八九の五まで、七九〇の一から七九〇の八まで、七九〇の一〇から七九〇の一五まで、七九二の六の一部
大字姫路字猪子鳴	大字姫路字猪子鳴のうち三五四から三五七まで、三五八の一部、三五九の一部、三六〇、三六一、三六五の一部、三六六から三七三まで、三七三の一、三七三の二、三七四、三七五及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字姫路字発町ノ一	大字姫路字発町ノ一のうち七八二の四四、七八二の四五、七八八の一から七八八の五まで、七八八の七、七八八の八、七八九の一から七八九の五まで、七九〇の一から七九〇の

八まで、七九〇の一〇から七九〇の一五まで、七九二の六の一部以外の区域

鳥取県告示第三百号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、岸本町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十四条第四項の規定による大原千町第二地区第一工区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

平成元年三月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する字の名称 同上の区域（昭和六十二年十一月二日現在の地番による。）

大字丸山字上原田 大字丸山字上原田の全域

大字丸山字下原田二四の一、二四の五、二四の六、二四の八、二六の二から二六の四まで、三〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部

大字丸山字下原田 大字丸山字下原田のうち二四の一、二四の五、二四の六、二四の八、二六の二から二六の四まで、三〇の二、三九の七の一部、四一の一部、四二から四四まで、四六、四八、四九、五〇の二の一部、五〇の二の一部、五一から五三まで

で、五四の一、五四の二、五五の一、五五の二、五六の一、五六の二の一部、五六の三、五八の二、五九の二及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域

大字丸山字出口

大字丸山字下原田三〇の二の一部、五四の二、五五の二、五六の一、五六の三、五八の二、五九の二及びこれらと一体をなす国有地の一部
大字丸山字出口の全域
大字丸山字原田三三四の二及びこれと一体をなす国有地の一部

大字丸山字原田

大字丸山字下原田三九の七の一部、四一の一部、四二から四四まで、四六、四八、四九、五〇の二の一部、五〇の二の一部、五一から五三まで、五四の一、五五の一、五六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字丸山字原田のうち三三四の二及びこれと一体をなす国有地以外の区域

大字丸山字垣原田

大字丸山字垣原田のうち四三〇の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域
大字丸山字井手ノ上四三六の二の一部、四三六の四の一部、四三六の五の一部

大字丸山字井手ノ上

大字丸山字垣原田四三〇の一部及びこれと一体をなす国有地
大字丸山字井手ノ上四三六の二の一部、四三六の三、四三六の四の一部、四三六の五の一部、四三七、四三八の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部

大字丸山字井手ノ下

大字丸山字井手ノ上四三八の一部、四三九、四四〇及びこれらと一体をなす国有地の一部
大字丸山字井手ノ下の全域

大字丸山字欠ノ下	大字丸山字欠ノ下のうち六八六の一部、六八七の一部、六八九の一から六九九の三まで、七〇〇、七〇一、七二七の一及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
大字丸山字前田	大字丸山字欠ノ下六九九の一から六九九の三まで、七〇〇、七〇一、七二七の一及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字丸山字前田の全域 大字丸山字上前田八一九の一部、八二〇、八二二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字丸山字後谷下八五〇の九の一部、八五〇の三、八五〇の四の一部、八五〇の九の一部、八五〇の一〇から八五〇の一二まで、八五二の二、八五二の一、八五二の二、八五五の一、八五五の二、八五七から八五九まで、八六〇の一、八六〇の二、八六一の一部、八六二の一部、八六三の一部、八六四、八六五、八六六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字丸山字林ケ中八八八の一部、八八九の一部、八九〇から八九三まで、八九五の一部、八九六、八九七、八九八の一部、八九九の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字丸山字上前田	大字丸山字上前田のうち八一九の一部、八二〇、八二二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
大字丸山字後谷下	大字丸山字後谷下のうち八五〇の九の一部、八五〇の三、八五〇の四の一部、八五〇の九の一部、八五〇の一〇から八五〇の一二まで、八五二の二、八五二の一、八五二の二、八五五の一、八五五の二、八五七から八五九まで、八六〇の一、八六〇の二、八六一の一部、八六二の一部、八六三の一部、八六四、八六五、八六六の二の一部、八七一の一部、八八二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域 大字丸山字林ケ中八八八の一部、八八九の一部、八九四の

大字丸山字林ケ中	一部及びこれらと一体をなす国有地
大字丸山字糟谷	大字丸山字後谷下八七二の一部、八八二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字丸山字林ケ中のうち八八八の一部、八八九の一部、八九〇から八九三まで、八九四の一部、八九五の一部、八九六、八九七、八九八の一部、八九九の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字丸山字欠ノ下六八六の一部、六八七の一部 大字丸山字糟谷のうち九〇九の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域 大字丸山字林ノ下九二四の一部、九二六の一部、九三八の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部
大字丸山字林ノ下	大字丸山字糟谷九〇九の一部及びこれと一体をなす国有地 大字丸山字林ノ下のうち九二四の一部、九二六の一部、九三八の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
大字丸山字白場	大字丸山字白場の全域 大字丸山字上半川一〇四三の一部、一〇四六の一部、一〇四七の一部、一〇四八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字丸山字上半川	大字丸山字上半川のうち一〇四三の一部、一〇四六の一部、一〇四七の一部、一〇四八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字丸山字下半川一〇八一の一部、一〇八二の一部及びこれらと一体をなす国有地

<p>大字丸山字上長尾</p>	<p>大字丸山字堤谷</p>	<p>大字丸山字半川平</p>	<p>大字丸山字半川字称</p>	<p>大字丸山字下半川</p>
<p>大字丸山字半川平一一三四の一、一一三五の一、一一三六の二、一一三七から一一四八まで、一一四九の一、一一五〇の一、一一五二、一一五三の一及びこれらと一体をなす</p>	<p>大字丸山字堤谷のうち一一九八の二、一一九九の一部、一二〇五の二、一二〇六、一二〇八から一二二〇まで、一二二一の一、一二二二の二、一二二二の二の一部及びこれらと一体をなす 国有地の一部以外の区域 大字丸山字上長尾一二二九、一二三〇の一部、一二三一の一部及びこれらと一体をなす 国有地</p>	<p>大字丸山字半川平のうち一一三四の一、一一三五の一、一一三六の二、一一三七から一一四八まで、一一四九の一、一一五〇の一、一一五二、一一五三の一及びこれらと一体をなす 国有地以外の区域</p>	<p>大字丸山字下半川一〇九六から一〇九九までの一部、一一〇〇、一一〇一の一部、一一〇二の一部及びこれらと一体をなす 国有地 大字丸山字半川字称のうち一一一一の一部、一一一五の一部、一一二三の一部、一一二四から一二二八までの一部、一一二九の一部、一一二九の二の一部及びこれらと一体をなす 国有地の一部以外の区域</p>	<p>大字丸山字下半川のうち一〇八一の一部、一〇八二の一部、一〇九六から一〇九九までの一部、一一〇〇、一一〇一の一部、一一〇二の一部及びこれらと一体をなす 国有地以外の区域</p>
<p>大字丸山字下狼谷</p>	<p>大字丸山字上狼谷</p>	<p>大字丸山字上狼尾</p>	<p>大字丸山字下長尾</p>	<p>国有地 大字丸山字堤谷一二一六の一部、一二二一の一部、一二二二の一部 大字丸山字上長尾のうち一二二九、一二三〇の一部、一二三一の一部、一二四〇の一部、一二四一の一部及びこれらと一体をなす 国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字丸山字下狼谷の全域 大字丸山字上狼谷一五三七の一部、一五三八から一五四〇まで、一五四一の一部、一五四二の一部、一五四三から一五四七まで、一五四八の一部、一五四九、一五五〇の一部、一五五五の一部、一五五五の二の一部、一五五六の一部、一五五六の二の一部、一五六〇の一部、一五六一の一部、一五六三の一部、一五六四の一部及びこれらと一体をなす 国有地の一部</p>	<p>大字丸山字上狼谷のうち一五三七の一部、一五三八から一五四〇まで、一五四一の一部、一五四二の一部、一五四三から一五四七まで、一五四八の一部、一五四九、一五五〇の一部、一五五五の一部、一五五五の二の一部、一五五六の一部、一五五六の二の一部、一五六〇の一部、一五六一の一部、一五六三の一部、一五六四の一部及びこれらと一体をなす 国有地の一部以外の区域</p>	<p>大字丸山字上長尾一二四〇の一部、一二四一の一部及びこれらと一体をなす 国有地の一部 大字丸山字下長尾の全域</p>	<p>大字丸山字堤谷一一九八の二、一一九九の一部、一二〇五の二、一二〇六、一二〇八から一二二〇まで、一二二一の一部、一二二二の二、一二二二の二の一部及びこれらと一体をなす 国有地の一部 大字丸山字上長尾一二四〇の一部、一二四一の一部及びこれらと一体をなす 国有地の一部</p>	<p>大字丸山字下長尾のうち一二二九、一二三〇の一部、一二三一の一部、一二四〇の一部、一二四一の一部及びこれらと一体をなす 国有地の一部以外の区域</p>

鳥取県告示第三百一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、倉吉市長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による四王寺地区第四工区の換地処分公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成元年三月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する字の名称	同上の区域（昭和六十三年十月二十九日現在の地番による。）
寺谷字岸ノ前	寺谷字岸ノ前のうち三九六、三九七の一、八四一以外の区域
寺谷字古屋敷	寺谷字古屋敷五四五及びこれと一体をなす国有地
寺谷字荒神平	寺谷字岸ノ前三九六、三九七の一、八四一寺谷字古屋敷のうち五四五及びこれと一体をなす国有地並びに五三九、五四一、五四二、五四三と一体をなす国有地の一部以外の区域 寺谷字荒神平の全域
寺谷字宮ノ前	寺谷字宮ノ前のうち五〇三の一、五〇三の三、五〇四の二と一体をなす国有地の一部以外の区域

寺谷字西前

寺谷字宮ノ前五〇三の一、五〇三の三、五〇四の二と一体をなす国有地の一部
寺谷字南前の全域
寺谷字古屋敷五三九、五四一、五四二、五四三と一体をなす国有地の一部
寺谷字西前の全域

廃止する字の名称

寺谷字南前

鳥取県告示第三百二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、郡家町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による福地地区の換地処分公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成元年三月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する字の名称	同上の区域（昭和六十三年十一月一日現在の地番による。）
大字市場字上古市場	大字市場字上古市場のうち四四八の一、四四九の二、四五

<p>大字市場字屋敷</p>	<p>二の二、四五三の二、四五五の七及びこれらと一体をなす 国有地並びに四五三の五と一体をなす国有地の一部以外の 区域</p>
<p>大字市場字竹ヶ 鼻</p>	<p>大字市場字竹ヶ鼻の全域 大字市場字屋敷田四七六の一部、四七八の一の一部及びこ れらと一体をなす国有地 大字市場字下井毛四八四の三の一部、四八四の四の一部、 四八六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字市場字下井 毛</p>	<p>大字市場字上古市場四四八の一の一部、四四九の二、四五 二の二、四五三の二の一部、四五五の七及びこれらと一体 をなす国有地並びに四五三の五と一体をなす国有地の一部 大字市場字屋敷田四七三の一の一部、四七三の二の一部、 四七四の一部、四七五の一部四七六の一部及びこれらと一 体をなす国有地 大字市場字下井毛のうち四八四の一部、四八四の二から四 八四の四までの一部、四八六の二の一部及びこれらと一体 をなす国有地以外の区域 大字市場字中井毛五一〇の一の一部、五一一の一部、五一 二の一部、五一三の一の一部、五一三の二の一部及びこれ らと一体をなす国有地</p>
<p>大字市場字中井 毛</p>	<p>大字市場字中井毛のうち五一〇の一、五一〇の二、五一一、 五一二、五一三の一、五一三の二、五一四及びこれらと一 体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字市場字上井 毛</p>	<p>大字市場字上古市場四四八の一の一部、四五三の二の一部 及びこれらと一体をなす国有地 大字市場字中井毛五一〇の一の一部、五一〇の二、五一一 の一部、五一二の一部、五一三の一の一部、五一三の二の 一部、五一四及びこれらと一体をなす国有地 大字市場字上井毛の全域 大字市場字杉繩手五二九の三、五三二の二、五三二の三、 五三五の一、五三五の三、五三五の四、五三六の二から五 三六の四まで、五三八の一及びこれらと一体をなす国有地 大字福地字宮ノ前四九七の一の一部、四九八の一、四九九 の一部、四九九の一の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字福地字宮ノ下五〇〇、五〇一から五〇三までの一部及 びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字市場字杉繩 手</p>	<p>大字市場字杉繩手のうち五二九の一、五二九の三、五三〇 の一の一部、五三二の二、五三二の三、五三五の一、五三 五の三、五三五の四、五三六の二から五三六の四まで、五 三八の一、五四七の一の一部、五五〇の一の一部、五五〇 の六の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字野町字諏訪</p>	<p>大字野町字諏訪のうち三の一部、一七の三及びこれらと一 体をなす国有地以外の区域 大字野町字下宮田一八の一部、一八の一の一部、一九から 二二までの一部、二三の一の一部、二三の二、二五の一の 一部、二七の一部、二八の一部、二九の一の一部、二九の 二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字野町字家ノ前五二の三、五三の一、五四の一、五四の 二及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字野町字下宮 田</p>	<p>大字野町字下宮田のうち一八、一八の一、一九、二〇、二 一の一部、二二の一部、二三の一の一部、二三の二、二五 の一の一部、二七の一部、二八、二九の一、二九の二及び</p>

<p>大字野町字限ノ内</p>	<p>大字野町字諏訪三の一部 大字野町字下宮田一八の一部、一八の一の一部、一九から二一までの一部、二五の一の一部、二七の一部、二八の一部、二九の一の一部、二九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字野町字限ノ内のうち四〇の一の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字野町字上宮田</p>	<p>大字野町字家ノ前</p>	<p>大字野町字柿ヶ坪</p>	<p>大字野町字湯ノ原</p>	<p>これらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字野町字上宮田四四の一の一部、四五の二の一部、四五の三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに四六の一と一体をなす国有地の一部 大字野町字家ノ前のうち五二の三、五三の一、五四の一、五四の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字野町字諏訪一七の三</p>	<p>大字野町字上宮田のうち四四の一の一部、四五の二の一部、四五の三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに四六の一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>大字野町字柿ヶ坪のうち一三〇から一三二までの一部、一三三、一三四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字野町字湯ノ原一三六の一部、一三九の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字野町字上宮田四四の一の一部、四五の二の一部、四五の三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに四六の一と一体をなす国有地の一部 大字野町字柿ヶ坪一三〇から一三二までの一部、一三三、一三四及びこれらと一体をなす国有地 大字野町字湯ノ原のうち一三六の一部、一三九の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字野町字保木崎一五七の一、一五八の二、一五九の一の一部、一五九の二、一五九の三</p>	
<p>大字野町字保木崎</p>	<p>大字野町字下谷田</p>	<p>大字野町字上谷田</p>	<p>大字福地字中瀬</p>	<p>大字福地字上香田</p>	<p>大字福地字中香田</p>	<p>大字野町字保木崎のうち一五七の一、一五八の二、一五九の二、一五九の三以外の区域</p>	<p>大字野町字下谷田のうち三〇の一の一部、三〇四の一部、三〇五の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字野町字上谷田三〇の一の一部、三〇四の一部、三〇五の一の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字野町字上谷田の全域</p>	<p>大字福地字中瀬のうち四一の一、四二、四三、四四合併、四五の一部、四六の一部、五二の四の一部、五二の五、五二の七、五二の八、五二八の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字福地字上香田五三、五四の一の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字福地字中香田六三、六四、六五の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字福地字上香田のうち五三、五四の一、五四の二、五五、五六、六二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字福地字中香田四一の一の一部、四二、四三、四四合併、四五の一部、四六の一部、五二の四の一部、五二の五、五二の七、五二の八、五二八の一の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字福地字上香田五四の一の一部、五四の二、五五、五六、六二及びこれらと一体をなす国有地 大字福地字中香田のうち六三、六四、六五の一部、八一の一部、八二の一部、八三の一の一部、八三の二の一部、八</p>

<p>大字福地字上定岡</p>	<p>大字福地字下定岡</p>	<p>大字福地字下香田</p>	<p>大字福地字梅ヶ坪</p>	
<p>大字福地字上定岡のうち一四七、一四八から一五〇までの一部以外の区域</p>	<p>大字福地字下定岡のうち一三三の二の一部、一三四、一三五、一三六の二及びこれらと一体をなす国有地並びに一三六の二から一三六の三までと一体をなす国有地以外の区域 大字福地字上定岡一四七、一四八から一五〇までの一部 大字福地字岡田二〇九の二、二一〇の一</p>	<p>大字福地字中瀬四一の一、五二次八の一の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字福地字中香田八一の一部、八二の一部、八三の二の一部、八三の二の一部、八四の一部、八五の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字福地字梅ヶ坪九六の一部、九七の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字福地字下香田のうち九九の二の一部、九九の二の一部、一〇〇の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字福地字中香田八三の二の一部、八四から八六までの一部及びこれらと一体をなす国有地 大字福地字梅ヶ坪のうち八八の一部、九六の一部、九七の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字福地字下香田九九の二の一部、九九の二の一部、一〇〇の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>四、八五の一部、八六の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字福地字梅ヶ坪八八の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字福地字寺ノ下</p>	<p>大字福地字牛ノ墓</p>	<p>大字福地字泓</p>	<p>大字福地字上前河原</p>	<p>大字福地字岡田</p>
<p>大字福地字寺ノ下のうち四一四の一の一部、四一四の二の一部、四一五の一部、四一五の二の一部、四一五の三の一部、四二〇の一部、四二一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字福地字亀割四三四の四、四三四の八と一体をなす国有地の一部</p>	<p>大字福地字牛ノ墓のうち三五九、三五九の二、三六〇、三六〇の二から三六〇の三まで、三六一の一、三六二の一、三六三の二、三六四、三六五及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字福地字泓のうち三三二の一、三三二の二、三三三の一、三三三の二及びこれらと一体をなす国有地並びに三五五の三、三五五の四、三五六内二、三五八と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>大字福地字上前河原三一七及びこれらと一体をなす国有地並びに三一六と一体をなす国有地の一部 大字福地字下前河原の全域 大字福地字泓三三二の一、三三二の二、三三三の一、三三三の二及びこれらと一体をなす国有地並びに三五五の三、三五五の四、三五六内二、三五八と一体をなす国有地の一部 大字福地字牛ノ墓三五九、三五九の二、三六〇、三六〇の二、三六〇の三まで、三六一の一、三六二の一、三六三の二、三六四、三六五及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字福地字岡田のうち二〇九の二、二一〇の一以外の区域 大字福地字上前河原のうち三一七及びこれらと一体をなす国有地並びに三一六と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>

	<p>大字福地字龜割</p>	<p>大字福地字宮ノ下五〇四の二の一部、五〇五の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに五〇六と一体をなす国有地の一部</p> <p>大字福地字龜割のうち四二四、四二五の一、四二六、四二七合併、四二八の一、四二八の二、四二九、四三〇の一から四三〇の四まで、四三一の一、四三一の二、四三二、四三三の一、四三三の三、四三四の一、四三四の五及びこれらと一体をなす国有地並びに四三四の四、四三四の八と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>前 大字福地字寺ノ</p>	<p>大字福地字中河原</p>	<p>大字福地字龜割四二六、四二七合併、四二八の一、四三〇の一、四三〇の三、四三一の一、四三三の一、四三四の一及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字福地字寺ノ前のうち四五五の二から四五五の五までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字福地字鋤ノ先のうち四六四の一、四六五から四六七までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字福地字中河原四七八の一の一部、四七九の一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字福地字下河原四八〇の一部、四八一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字福地字宮ノ前四八八、四八九の一部、四九〇、四九一、四九二内一、四九四内一、四九五、四九六の一部、四九七の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字福地字寺ノ前四五五の二から四五五の五までの一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字福地字鋤ノ先四六四の一、四六五から四六七までの一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字福地字中河原のうち四七八の一の一部、四七九の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>原 大字福地字下河</p>	<p>前 大字福地字宮ノ</p>	<p>大字福地字下河原四八〇の一部、四八一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字福地字宮ノ前四八九の一部、四九六の一部、四九七の一部、四九八及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字市場字杉繩手五二九の一、五三〇の一の一部、五四七の一の一部、五五〇の一の一部、五五〇の六の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字福地字寺ノ下四一四の一の一部、四一四の二の一部、四一五の一部、四一五の一の一部、四一五の二の一部、四二〇の一部、四二一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字福地字龜割四二四、四二五の一、四二八の二、四二九、四三〇の二、四三〇の四、四三一の二、四三二、四三三の三、四三四の五及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字福地字宮ノ前のうち四八八から四九一まで、四九二内一、四九四内一、四九五から四九七まで、四九七の一の一部、四九八、四九八の一、四九九、四九九の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字福地字宮ノ下五〇一から五〇三までの一部、五〇四の一の一部、五〇四の二、五〇四の三及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>下 大字福地字宮ノ</p>	<p>廃止する字の名 称</p> <p>大字市場字鋤ノ崎</p>	<p>大字福地字宮ノ下のうち五〇〇から五〇二まで、五〇三の一部、五〇四の一の一部、五〇四次一、五〇四の二、五〇四の三、五〇五の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに五〇六と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>

鳥取県告示第三百三三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業に係る中村地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成元年三月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、郡家町が行う土地改良事業に係る篠波地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成元年三月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、郡家町が行う土地改良事業に係る郡家（姫路）地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法

第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成元年三月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十四条第三項の規定に基づき、大原千町土地改良区から同土地改良区が行う土地改良事業に係る大原千町第二地区第一工区の換地処分をした旨の届出があったので、同条第四項の規定により告示する。

平成元年三月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る四王寺地区第四工区の換地処分を行ったので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成元年三月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、郡家町が行う土地改良事業に係る福地地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成元年三月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月千八百円（送料を含む。）】